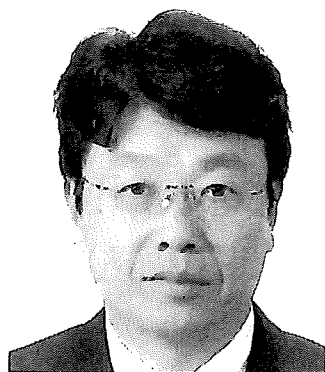


実子誘拐を招く 悪法、「単独親権制」

北村晴男
弁護士



片親疎外症候群という不幸

三十三年間弁護士をやっていると、「この法律はおかしい！」ということが時々ある。その最たるものが離婚後の「単独親権制」だ。

単独親権とは離婚後、片方の親だけに親権を認める制度のこと。二〇二〇年四月の法務省の調査によれば、単独親権を採用しているのはG20のなかで、日本、インド、トルコのみ。そのほかの国は「共同親権制」

である。

共同親権とは離婚後も父母の双方に親権を認める制度であり、先進国の多くが一九八〇年代にはこの制度に移行している。

長いこと弁護士業務をするなかで、私は単独親権を採用する日本の民法は、稀まれに見る「天下の悪法」であると確信するに至った。

なぜか。単独親権の最大の問題は、子ども
の視点が欠けていることだ。仮に両親

が離婚したとしても、大好きなお父ちゃんとも、大好きなお母ちゃんともずっと絆きずなを保ちたいというのが大多数の子どもの思いだ。お父ちゃんとお母ちゃんとも会える、これが子どもにとって当然の権利なのだが、いまだに単独親権の日本ではこの人として当たり前の権利が踏みにじられている。

ある日突然、お母ちゃんに連れ去られ、お父ちゃんとまったく交流ができなくなる悲劇が日本中で起きて
いる。二年、三年、十年以上も会え



独自試案を高市政調会長(当時)に提出

ない親子も少なくない。これは子どもにとつて大変な不幸だ。

仮にお父ちゃんに会えたとしても、家に帰って「今日は楽しかったよ!」と言うだけでお母ちゃんの顔が曇る。子どもはそれを敏感に察知し、「お父ちゃんとの話はお母ちゃんにしてはいけないんだ」となり、ストレスが生まれる――。

子どもは一緒に暮らすお母ちゃんに迎合し、寄り添うしかない。

この結果、どうなるのか。

子どもは次第にお父ちゃんを遠ざけるようになり、大好きだったお父ちゃんのことを嫌いになっていく。これを片親疎外症候群そがいと呼ぶ。多くの症例があるが、子どもにとつてこれほど不幸な話はない。

不幸なのは子どもだけではない。子どもと会うことを遮断された父親(母親)、祖父母、親族の幸せをも奪っている。子どもにとつて大事なものは、自分を愛してくれ

るたくさんの大人に囲まれて成長すること。それを奪うような「非人間的」な制度が、単

独親権なのである。では親権を勝ち取った親が幸せかといえ

ば、そうではない。共同親権であれば、ほぼ

ファイフティファイフティで子どもの面倒を見られるのだが、親権を勝ち取った親は一人で子どもの面倒を見ることになる。

シングルマザーの貧困は深刻だ。養育費はろくに入ってこない。子育てに時間が奪われ仕事がフルにできない。社会参加のチャンスも奪われる。

G 20の先進国において共同親権に移行した結果、女性の年収が格段に上がったという報告もある。単独親権が稀に見る「天下の悪法」であると確信するに至ったのは、子ども、親、祖父母、皆を不幸にするからだ。

親権がとれない父親たち

だが、この悪法をなかなか世間は認知しない。最大の理由は、世間の多くが当事者になっていないからである。当事者意識を持ってもらうために、ここである事例を紹介しよう。

七月七日、東京家庭裁判所はある男性（夫）に対して、子どもの親権を妻に認める判決を言い渡した。男性の名は日本在住のフランス人、ヴィンセント・フィッシュ氏。二人は二〇〇九年に結婚し都内で生活、二〇一五年には長男が誕生している。

しかし、彼の妻は二〇一八年八月、当時三歳と一歳の子どもを連れて家を出て行った。仕事を終えて彼が家に帰ったときには、家のなかはもぬけのからで、家財道具も車も消えていた……。

日本の警察や司法に訴えたが、何の協力も得られなかった。得られないうところか、警察からは「子どもを連れ戻そうとすれば誘拐罪で逮捕する」と言われ、真偽は不明だが、妻側の弁護士からは「（身に覚えのない）自身のDVを認めれば会わせるが、認めなければ会わせない」と言われたと

いう。

日本では解決できないと考えた彼は、二〇一九年、フランス司法当局に刑事告訴。二〇二一年十一月、フランス司法当局は「未成年者略取（誘拐）」の罪で妻に逮捕状を出し、妻は国際指名手配となった。

マクロン大統領が日本政府に問題提起するなど、この問題は国際問題となっている。そんななか行われたのが、先の判決なのだ。

「原告と被告の間の長男および長女の親権者をいずれも母である原告と定める」

母性優先の原則（子どもは母親が育てるのが望ましい）、継続性の原則（現在の養育環境を変えるのは子どもの利益に反する）によるものだが、これらは一方の親を切り捨てるため無理矢理に捻り出された原則である。

だが一方で、妻側が主張していた

DVについては「暴行された事実を認められない」とし、「妻が夫と子どもとの面会交流を妨げていることは問題である」と指摘した。にもかかわらず、四年以上、彼は子どもと会えない……。

一般に、実子誘拐をし、虚偽DVを主張し、夫が子どもと会うことを拒絶した妻が親権を獲得できるのが日本だ。

私も何度も、単独親権の問題点を痛感させられてきた。何人もの男性からこういう相談を受けた。

「先生、離婚の原因は妻の浮気です。子どもの親権、とれますよね？」

男性の妻は浮気をしており、ある日突然、子どもを連れて家から出て行った。それでも父親が親権を勝ち取ることはほとんどできない。

こういうケースは山ほどある。被害者は父親が多いが、母親のケース

も少なくない。

悪法を利用する悪徳弁護士

単独親権は子どもをはじめ皆を不幸にする制度だと先に述べたが、単独親権で得をする職業がある。

弁護士だ。単独親権という悪法を利用して、親権がほしい母親（父親）に実子誘拐を指南する悪徳弁護士が存在する。たとえば、以下のような会話が交わされるといふ。

「暴力を振るわれたことはある?」

「ありません」

「では、大声を出されたことは?」

「そういう記憶もありません」

「喧嘩をしたことはあるでしょ?」

「あります」

「怒鳴られませんでしたか?」

「そう言われてみれば……」

「つらかったでしょう?」

「まあ、そうですね」

「それはDVですね」

弁護士の誘導によって、虚偽DVが生まれることがある。そして、子どもを連れていきますぐ逃げなさいと指示。いまの日本でこの手法を取れば、母親はほぼ一〇〇%親権を勝ち取ることができるのだ。しかも、成功報酬として養育費の三割をもらい続ける弁護士もいる。

共同親権であれば、こういうことは起きない。親権をめぐる争う必要がないからだ。苛酷な親権者争いさえなければすんなり離婚に至るケースも多く、余計な弁護士費用を払わなくても済む。

日本では養育費未払いも深刻な問題になっているが(厚労省の調査によると、現在も養育費を受けているのは母子家庭で約二四%、父子家庭では約三%)、子どもとの交流をほとんどさせてもらえず、その結果、「何を

おいても養育費を支払う」というモチベーションを失っていく父親は多い。共同親権となり日常的な親子の交流ができれば、養育費の支払い率も格段に上がることは間違いない。

厚労省の調査では、離れて暮らす親と子どもの交流がなされているのは三割未満だという結果が出ている。また別のデータでは、調停で合意した面会交流でさえ、半数近くがまったく行われていない。

定期的な面会交流が行われている親子でさえも、月一回がいまのスタンダードだ。仮に一回二時間としてこれを年換算にすると、一年で二十四時間。「会えるだけまし」と調停員は言うが、冗談ではない。

さらに、FPIC(公益社団法人家庭問題情報センター)などでの監視付き面会交流を条件にしているケースも多い。なぜ、わが子と会うの

に第三者の監視を受けなければなら
ないのか。しかも、申込金一万円、
一回の利用料二万円などその施設に
お金を支払う必要がある。こんなこ
とが許されていいのだろうか。

離婚をしてもお互いが子どもの成
長を見守るのは世界では当たり前
で、これこそが人間的な制度である。

だが、日本人は単独親権に慣れきつ
ているため、母親が子どもを育てる
のが普通だよ、という間違った意
識がはびこっている。

だから、国際結婚をしても罪の意
識がほとんどなく日本に子どもを連
れ去ってしまう。国際常識では立派
な誘拐だが、そのことを知らない人
が多い。国際社会から「日本は子ど
もの拉致国家」だと非難されている
が、本当にそのとおりであり、この
悪法さえなければと思う。

こうした問題を踏まえ、二〇二

一年二月、上川陽子法相（当時）は
「チルドレン・ファーストの観点で法
改正に向けた検討を行うため」、法制
度の見直しを法制審議会に諮問し
た。共同親権もひとつのテーマであ
り、この家族法制部会（以下、法制
審）に多くの被害者たちが期待した。

だが、これまでの議論を読むかぎ
り、期待外れどころか、逆に婚姻中
の家族の在り方まで変更する虞おそれが
あることがわかる――。

法務省が仕掛けた「罨」

当初の議論の最大の問題点は、双
方が合意したら共同親権を認めると
いう選択制だ。双方合意か、裁判所
が命じたら共同親権になるという訳
の分からない仕組みを法務省は築こ
うとしていた。

のちに、「双方の合意で単独親権に
できる」というとんでもない案も出て

きた。自分の親だけが単独親権を選
択したと気づいたとき、子どもはど
う思うだろうか。「自分は（父または
母に）捨てられたのだ……」と思うこ
とほど、子どもにとってつらいこと
はない。

この制度では離婚をしたいと強く
願う親が、親権を取引材料に使うケ
ースが発生する。現在はお金を多く
払うから離婚をとというのが一般的だ
が、選択制が実施されれば、親権は
いらぬから、つまりは「子どもを捨
てるから」離婚してほしいとなる。
親権を捨てた親は子どもに恨まれ、
後悔に苛さいなまれることになるのだが、
これで本当にいいのか。

また、親権の要素から監護権（子
どもと共に生活をして日常の世話や
教育を行う権利）を除外し、監護は
単独で行うという制度（「監護者指
定制度」）を作ろうとしている点も大

問題である。親権には本来監護権が含まれており、共同親権の下「監護者」の指定などまったく必要ない。これは実質的な「単独親権」であり、法務省の罫と言わざるを得ない。

さらに、婚姻中にも片方の親から監護権を奪うことができるように議論を進めている節もある。監護権に子どもがどこに住むかを決める居所指定権も含まれることになれば、実子誘拐の合法化に等しい。

黒幕は「エリート裁判官」

法制審の議論に危機感を持った我々は、二〇二二年四月に国内外の研究者や弁護士らとともに「民法法制審議会家族法制部会」を立ち上げた。五月三十一日、

- ・原則共同親権
- ・婚姻中も離婚後も監護者指定禁止
- ・第三者による介入なしの親子交流

・単独親権制下で親権を失った者が親権回復を裁判所に申し立てることが可能

など、独自に取りまとめた案を自民党の高市早苗政調会長（当時）に提出した。そして六月二十一日、自民党の法務部会も古川禎久法相（当時）に「離婚後の共同親権・共同監護」を提言。この流れが、法制審の議論に大いに影響を与えた。

法制審は八月三十日に中間試案を発表し、パブリックコメントにかけると予定だったが、中間試案の取りまとめを見送り、延期になった。

いま一番困っているのは法務省の役人だ。「共同親権も検討しましたよ」という「半歩前進」で片づけようとしたら、予想以上の風当たりにどうしていいか右往左往している状況である。

法制審のメンバーには「共同親権

派」もいるが、メンバーの多くが「（実質）単独親権派」なのはいったいなぜなのか。

黒幕は、一部のエリート裁判官だ。法制審のメンバーを選んだのは、判検交流（裁判所と法務省・検察庁の間の人事交流制度）で法務省に向かったエリート裁判官である。彼らが共同親権に頑強に反対する左翼活動家などをメンバーに選んだのだが、これには理由がある。

離婚後に、子どもの進学先など様々な揉め事ではいちいち裁判所に裁定を求められては裁判所がパンクすると考えているからだ（実際はそうならない）。事実、彼らは有力議員に懸命にこの理由を挙げて、実質単独親権の正当性を説いて回っている。

裁判所がパンクすると本気で考えているのなら、裁判官の数を増やせばいいのだが、一部のエリート裁判官

は、人が増えればその分だけステータスが落ちると考える。事実、三十年前に司法サービスの充実を目的に司法改革が議論された際、最高裁はなぜか裁判官の増員には頑強に抵抗したと言われている。

チルドレン・ファーストの視点がミリもないエリート裁判官に、新たな制度設計など任せてはいけない。

左翼活動家と安倍元総理

他方、左翼活動家は「家族」について(表では一切言わないが)、奇想天外な捉え方^{とら}をしている。彼らの機関誌によれば、離婚の定義はこうだ。

「離婚は男性支配の組織である家族からの女性の解放運動である」

国の根幹にかかわる問題を議論すべき法制審になぜ左翼活動家が入り込んでいるのかと疑問に思う人もいるだろうが、ひとえに政府の身辺調

査がぬるいからである。

ＮＰＯの代表などから「ひとり親の子どもは公園の水や野草で空腹を満たしている」という話を聞けば、なんとかしたいと思うのが政治家だ。同情を誘う入口から、少しずつ少しずつ政府内に浸透していく。しかも見た目、物腰、話し方において、彼らは「いい人」なのである。たとえば、詐欺師に一目して「悪い人」はいない。「いい人」だと思われなければ人を騙すことなどできないからだ。

私を知る限り、共産党員の弁護士は皆「いい人」である。だが、組織として何を目的に動いているか、ここはしっかり見定める必要がある。

法制審に左翼活動家が入り込んでいるのをもっとも懸念していたのは、安倍晋三元総理だった。その安倍元総理に説得され、法制審案に一度は反対の立場を取りながら、安倍

氏亡きあとに法務省に阿^{おもね}るようになった自民党議員もいる。事実なら許し難い。

裁判官の問題、イデオロギーの問題と、ここまで共同親権に反対する人たちの理由を分析してきたが、彼らが反対する理由はもうひとつある。それは利権だ。

親権を争う離婚裁判で、裁判官から面会交流は(FPICなどの)面会交流支援施設を使うように誘導されるケースが多々ある。監視付き面会交流サービスを提供するFPICの初代理事長は東京高裁の元裁判官であり、現在の理事長も元東京高裁長官だ。そしてこの団体を運営するのは、家庭裁判所の元調査官たち。つまり、FPICは裁判所の天下り先なのである。そして、共同親権が実現すればその収入は激減し、存立の危機に立たされることになる。

赤石千衣子氏の言い分

法制審のメンバーである赤石千衣子氏（NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」理事長）は九月二十一日の毎日新聞で、次のように述べている。

「共同親権・共同監護権では住む場所や進学、医療方針など子どもの重要事項を決める時、その都度、非同居親の同意が必要になる可能性がある。非同居親が反対すれば家裁の判断を待たねばならず、非現実的だ」

どこが非現実的なのか。
まず国がガイドラインを作り、これに沿って、離婚時に「共同監護計画」を作る。その際に父母の協議が一致しない場合に備えて、片方に最終決定権を付与しておく。そうすれば、深刻な争いを生むこともなく、性格の不一致で反対方向を向いてい

た夫婦も子どもを育てるという意味で同じ方向を向く。何も難しいことではない。それでもダメな場合は、ADR（裁判外紛争解決手続）で解決すればいい。

「離婚したらもう二度とかかわりたくない」という気持ちはわからないではないが、「お父ちゃんもお母ちゃんも大好き」という子どもから片親を疎外することは絶対にあってはならない。

また、赤石氏はこうも述べている。

「制度としての共同親権・共同監護導入は、妻子を暴力で支配してきた父親に元妻への嫌がらせができる道具を与えることにつながりかねない」

たしかに、世の中には最低な父親、最低な母親はいる。家庭内暴力があるような極端なケースは、当然ながら親権を剥奪しなければならな

い。離婚件数が年間二十万件と言われているなかで、DVが理由のケースは5%前後だ。共同親権を原則にして例外はきちんと救う、これが我々の考えであり、世界の潮流でもある。制度設計において原則と例外を逆転させれば、そこから生まれるのは天下の悪法のみである。

両親を亡くしたから告白するが、私がまだ小学生の頃、両親が離婚するかもしれないという状況になった。どちらかとしかもう暮らせないという恐怖感は、六十年近くたったいまでも忘れられない。

法律は家族を幸せにするためのものであり、家族を破壊するものであってはならない。

きたむらはるお

一九五六年、長野県生まれ。早稲田大学卒業後、八六年に司法試験合格。九二年に独立して北村法律事務所（現・弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所）設立。日本テレビ「行列のできる法律相談所」（現「行列のできる相談所」）にレギュラー出演中。趣味はゴルフと野球。